

令和7年度 地域課題解決活動支援事業（再募集） 募 集 要 項

1 趣旨

大隅地域振興局管内の4市5町は、人口減少や少子高齢化等の影響により、空き家・空き店舗の増加、全産業での担い手不足、買物弱者の増加など、様々な地域課題を抱えています。

このような現状に対して、地域に根ざした集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体その他地域づくりに取り組む団体（買物弱者への買物支援の取組については、企業・個人事業主を含める）等（以下「団体等」という。）が行う取組や、商店街等が行う取組を本事業で支援することにより、誰もが安心して暮らすことができる大隅地域を目指します。

2 応募条件

団体等及び商店街等で、次の要件に該当することが必要です。なお、別記第3号様式による補助金の承認及び内示以後、次の要件を満たしていないことが判明した場合、補助金の承認及び内示や交付決定の取り消し、補助金返還命令等を行う場合があります。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有すること。
- (2) 代表者が明らかであること。
- (3) 定款もしくは規約・会則を定めていること。
- (4) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体

イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体

ウ 暴力団

エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

コ 県税に未納がある者（団体等にあつては代表者）

- (6) 上記(5)のウからケまでに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。

ア 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員等

鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。

ウ 法人等

法人その他の団体をいう。

エ 役員等

次に掲げる者をいう。

(ア) 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(イ) 法人格を有していない団体にあっては、代表者、理事、その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

3 対象となる事業（補助条件）

対象事業は、以下に示す要件に該当する事業とします。

- (1) 大隅地域振興局管内（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町。以下「大隅地域」という。）において実施する地域課題の解決に資する取組や、買物弱者への買物支援の取組であること。なお、継続事業においては、改善、改良や事業拡大等を図るものであること。

【補助対象の取組の例】

- ・ イベント
- ・ 地域の伝統行事、公開講座、セミナー開催
- ・ 広報宣伝（PR）に要する経費（チラシ作成、配布等）
- ・ 買物弱者への買物支援のために行う取組（配達、移動販売の試験運行・本格運行等）に要する経費
- ・ 商店街活性化対策経費（イベント開催経費、買い物客の休憩（交流）の拠点整備等）
- ・ 広報宣伝（PR）に要する経費（チラシ・ガイドブック作成、配布等）
- ・ 商店街活性化の方策・事例を学ぶための勉強会開催経費（会場借上料、専門家謝金等）

※ 補助対象の取組となるか疑義のある場合は、事前にお問い合わせください。

- (2) 団体等及び商店街等が自主的に取り組む事業であること。
- (3) 一過性ではなく、継続的に行われる取組であることが見込まれるものであること。
- (4) 他の事業等から補助を同時に受けないこと（ただし、他の事業等で不採択となったものは対象となる）。

4 補助率・補助金額

補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内（千円未満切り捨て）

補助金額：1 事業あたり 300 千円以内

※ 事業実施に伴い収入がある場合は、予めその金額を収支予算書（応募書類 別紙 2）に記載してください。補助対象経費は、これらの収入を除いた額（事業の実施主体が負担する額が対象）になります。

※ 事業主体が消費税法及び地方税法の課税事業者（消費者法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者でない者）の場合は、消費税を含まない額が補助対象経費になります。

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和8年2月27日（金）までを対象とします。

6 対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。

○補助対象経費

項目	内容
報酬	講師等謝金，出演料，指導料，アルバイト賃金 等
旅費	講師等交通費・宿泊費 等
需用費	消耗品費，店舗・改修費，燃料費，印刷製本費，チラシ作成・配布費 等
役務費	通信運搬費（ハガキ切手等），手数料，広告料，保険料 等
使用料・賃借料	自動車借上料，機械借上料，会場借上料 等
委託料	委託料（直接実施するより他の者に委託して実施させた方が効率的なもの）
その他	上記に掲げるもののほか，大隅地域振興局長が必要と認める経費

※1 次のいずれかに該当する経費については、補助対象外とします。

- 領収書（保険料等においては、請求書と振込明細書）がないもの（通信販売等で補助対象の取組のために物品等を購入した場合も、領収書がないものは対象外）
- 構成員への報酬，旅費
【例】補助対象の取組で実施するイベントの司会を行った構成員への司会報酬
→補助対象外（司会者を外部から招聘し、支払った司会報酬は補助対象）
- 立て替え払い等による個人への支出
【例】構成員が有する（購入した）物品等を、事業主体が当該構成員から補助対象の取組のために購入した場合の費用→補助対象外
- 事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等，経常的な管理運営経費
- 内部関係者の打合せの飲食費や，交流会・懇親会費用
- 汎用性の高い備品の購入費（大隅地域振興局長が補助の趣旨に合致すると判断した場合を除く）

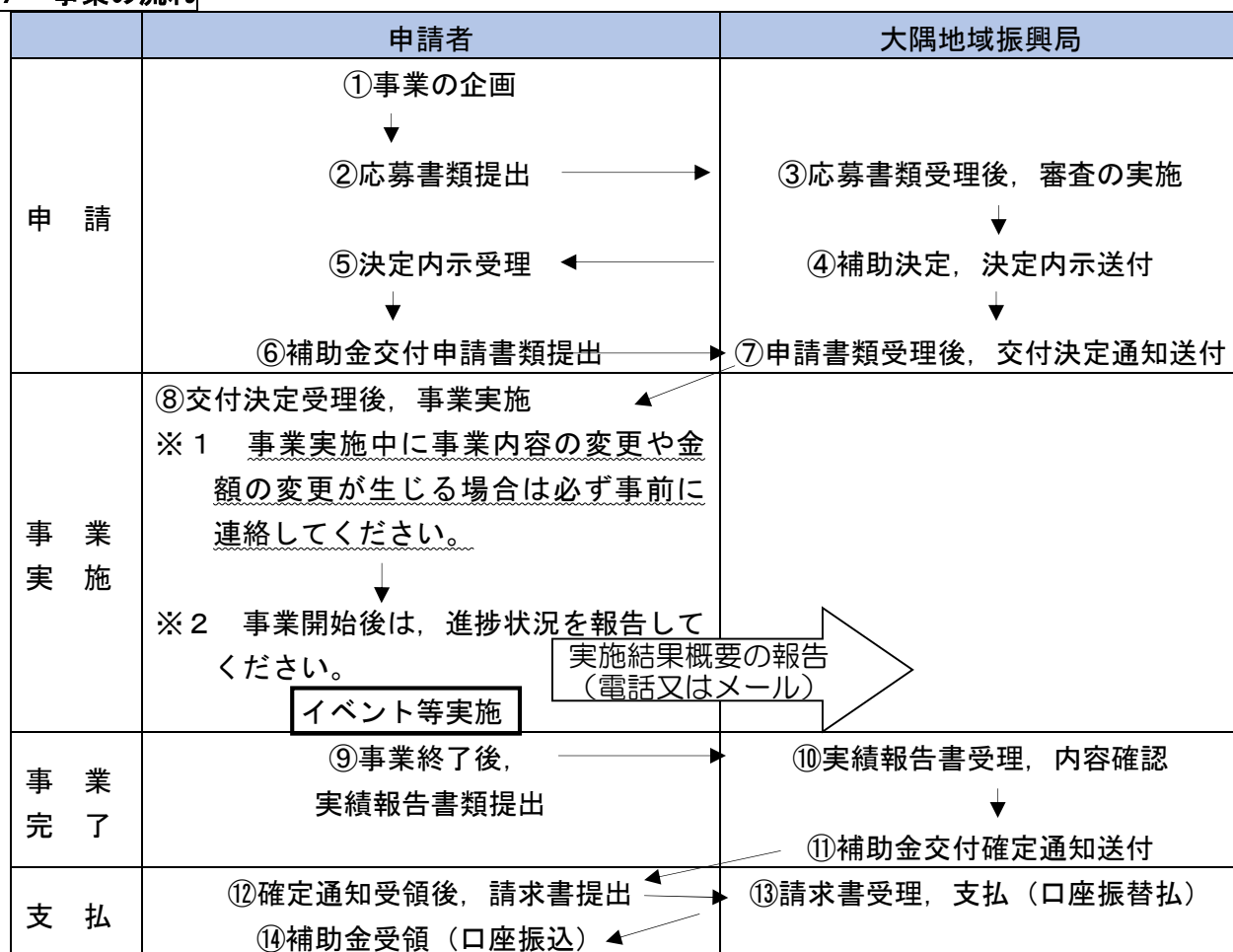
※2 他の事業と共通して支払を行う経費については、使用頻度や割合に応じて按分してください。

※3 事業の実施で作成するチラシ等の広報資料には、次の記載例を参考に当事業の補助金の助成を受けている旨を記載してください。

【記載例】 この事業は、鹿児島県地域振興推進事業（地域課題解決活動支援事業）として鹿児島県大隅地域振興局から助成を受けています。

※4 補助対象となるか疑義のある場合は事前にお問い合わせください。

7 事業の流れ



8 スケジュール

項 目	内 容
募集期間	令和7年12月26日（金）を最終期限として、予算の上限に達するまで随時募集
審査・選考	随時審査・選考
結果通知	随時通知
交付申請	結果通知日以降
交付決定	交付申請以降
事業実施	補助金の交付決定日から令和8年2月27日（金）まで
実績報告	事業終了後20日、もしくは令和8年2月27日（金）のいずれか早い日まで に実績報告書類提出
完了検査	県大隅地域振興局による完了検査実施
交付確定	完了検査の結果合格であれば、補助金交付確定通知を行う。
請求	補助金交付確定通知受領後、県大隅地域振興局に補助金の請求を行う。
補助金受領	請求書受理後、県大隅地域振興局は補助金を支払う。

9 応募方法

(1) 応募方法

次の応募書類を応募先まで、郵送、Eメール又は持参により提出してください。

(2) 応募書類

ア 地域課題解決活動支援事業企画書（別記第1号様式）

イ 事業企画書（別紙1）

ウ 収支予算書（別紙2）

エ 事業の実施体制（別紙3）

オ 事業主体の概要（別紙4）

カ 誓約書（別記第2号様式）

キ 添付書類（A4版とし、既存資料で可）

（ア） 事業主体の概要を示した資料（定款・規約・会則等）

（イ） 構成員の名簿

（ウ） 実施する事業の内容を理解するために参考となる資料

※ アからカまでの様式は、県のホームページ（ホーム>地域振興局・支庁>大隅地域振興局>大隅地域を活性化する取組を再募集します）に掲載していますので御利用ください。

なお、提出していただいた書類は返却いたしませんので御了承ください。

(3) 応募先

鹿児島県大隅地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係

〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6

電話 0994-52-2087

Eメール oosumi-soumuchiiki@pref.kagoshima.lg.jp

10 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、応募書類の書類審査（応募要件や必要書類の確認等）で選考・決定いたします。

11 審査・選考のポイント

審査における主なポイントは次のとおりです。

(1) 目的の的確性

「大隅地域 地域振興の取組方針<改訂版>」に記載の地域課題や取組方針に沿った事業目的を有しているか。

※「大隅地域 地域振興の取組方針<改訂版>」は応募書類様式と併せてホームページに掲載しています。

(2) 事業の妥当性

団体等及び商店街等が自主的に取り組む、地域課題を解決するために、地域資源を十分活用し、他地域との交流人口の増加や団体等の育成を図ること等が期待できる事業であるか。

(3) 事業の継続性

当該事業が一過性の取組ではなく、事業者及び商店街等が事業終了後も事業成果を生かして継続的に活動や事業を行うことが見込めるか。

(4) 事業の効果

期待できる事業の効果について、実施する事業の成果等を具体的に数値化して効果を

測定できているか。

(例)

- ・参加者数●●人，次年度以降も継続して開催し，新たな地域PR活動（イベント）となる。
- ・新商品のR7年度販売目標●●個，今後販路を大隅地域だけでなく，地域外にも更に拡大していく。
- ・買物弱者への買物支援の取組について，利用者が●●人，実施地域が●●集落。次年度以降も継続して実施し，事業範囲を更に拡大していく。

(5) その他評価のポイント

- ・複数の課題に同時に取り組む事業
(例) 買物弱者支援×空き店舗等の利活用×高齢者支援＝移動販売の駐車場所を空き店舗に設定し，利用者（高齢者が多い）のサロンとしても活用する事業
- ・新規性の要素を追加している事業
今年度から新規に取り組む事業，もしくは過去に実施している事業で，将来の発展を見据えて本事業を活用した新規要素を加えているもの
- ・事業実施にあたって，連携する団体等が多い事業
事業実施にあたって，他団体等と連携（例：イベント実施にあたって，他団体にも協力を仰ぐ等）している事業
- ・事業の参画者（集客含む）が多い事業
事業の実施に際して，地域住民の参画や，広報を広く行うことによる集客数が多いか。

12 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は，応募いただいた全ての応募者に対して，別記第3号様式または第4号様式により通知します。

(2) 補助金の交付申請

補助対象に選定された際は，以下のア～カの書類を提出していただき，それに基づき，補助金の交付決定を行います。各種様式は選考結果の通知と併せて送付します。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 事業主体名義の振込先口座確認書及び通帳の写し

※個人口座不可（買物弱者への買物支援の取組に個人事業主が応募する場合を除く）

オ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書（申請日以前3か月以内）

カ 課税事業者届出書（課税事業者でない場合を除く）

(3) 補助金の交付

補助金は，申請者からの実績報告等を受けて交付いたします。

13 事業内容または事業費の変更

補助金交付申請書類を提出後，事業内容や事業費に変更が生じる可能性がある場合は，軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

14 実績報告等

対象となる事業が完了した日から起算して（完了日を含めて）20日又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

各種様式は選考結果の通知と併せて送付します。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 対象経費の支出内訳明細の一覧
- (5) 対象経費の領収書（保険料等においては、請求書と振込明細書）の写し
- (6) 事業実施に関連する写真、チラシ・ポスターなどの資料等

※ 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間は、毎年度5月末日までに、前年度における事業成果の状況等についてのアンケートを提出すること。

※ 対象経費の領収書原本は、令和13年3月末日までの間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管すること。

15 問い合わせ先

大隅地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒 893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6

電話 0994-52-2087

Eメール：oosumi-soumuchiiki@pref.kagoshima.lg.jp

地域課題解決活動支援事業 想定される事業テーマの例示

「大隅地域 地域振興の取組方針＜改訂版＞」に明記されている課題や取組方針に沿った形で、地域に根ざした集落等団体が地域課題を解決するための取組を本事業で支援することにより、大隅地域の課題を地域自ら解決していく仕組み作りを整えることを目的（コミュニティ・プラットフォームの維持・新設・強化を図る）とする。

【地域の魅力発信の取組】

- ・地域の魅力を発信するためのコンサート及び特産品販売イベントの開催
- ・地元食材を使用した料理イベントや農業体験イベント
- ・商店街でのにぎわいづくりイベント など

【多様なひとをつなぐ場づくりの取組】

- ・空き店舗、空き家、廃学校等を利活用するためのリニューアル等の活動
- ・空き店舗、空き家、廃学校等を活用したマルシェの開催
- ・商店街での空き店舗を活用した休憩所の設置 など

【買物弱者への買物支援の取組】

- ・買物が困難な住民を対象とした配達、移動販売の試験運行・本格運行など

【基盤を生かす取組】

- ・地元食材や特産品を用いた商品開発
- ・歴史・文化の保存・継承等イベント など

【共生協働の取組】

- ・高齢者や障害者の社会参加のきっかけとなるイベント（農福連携マルシェ） など

【スポーツイベント】

- ・イベントやスポーツ教室
- ・サイクリングイベント など

【助成の対象とならない事業（例）】

- ①本事業以外で国や県・市町村等、他の補助金を受けている事業
- ②物品の購入や施設整備のみを目的とした事業… 自治会用掲示板、AEDの購入等
- ③懇親や娯楽だけを目的とする事業… 慰安旅行、カラオケ大会、麻雀大会等
- ④神事や仏事の実施を目的とする事業… 宗教的な祭礼
- ⑤参加の機会が一部の住民のみに限られる事業… 趣味やスポーツ等のサークル活動等
- ⑥補助金のほとんどを委託料で支出する事業… 業者に委託した除草作業等
- ⑦周年記念のみを目的とする事業… 自治会設立〇〇周年記念行事等
- ⑧営利のみを目的とする事業… 物販中心のイベント（バザー）等

※上記以外にも、補助条件や補助の趣旨に沿わないと判断される場合は、対象外となる場合がある。

「大隅地域 地域振興の取組方針＜改訂版＞」

- (1) 大隅の魅力の発信～大隅の認知度向上
- (2) 未来を拓く人づくり～地域や産業を担う人材の確保・育成
- (3) 暮らしやすい社会づくり～安心・安全な社会の実現
- (4) 活力ある産業づくり～「稼ぐ力」の向上